

BOI 事務局告示

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●輸出生産に使用するための原料と必需品の輸入関税免除特典行使における手続きについての投資奨励委員会事務局告示第ポー・3／2556号

前文省略

第一項（旧告示の廃止）

以下の告示を廃止する。

（一・一）仏暦二五三五年十一月一〇日付けの、輸出目的に輸入する原料と物品リスト削除手続きについての投資奨励委員会事務局告示第25／2535号。

（一・二）仏暦二五三六年四月二四日付けの、第三六条（一）に基づく特典行使期間を定める投資奨励委員会事務局告示第8／2536号。

（一・三）仏暦二五三六年九月二六日付けの、輸出生産に使用するため原料と必需品の輸入関税免除の許可申請手続きについての投資奨励委員会事務局告示第9／2536号。

（一・四）仏暦二五四二年七月一九日付けの、既存事業の第三六（一）（二）に基づく特典行使の手続きを定める投資奨励委員会事務局告示第ポー・3／2542号。

（一・五）仏暦二五四四年一〇月一六日付けの、既存事業の第三六（一）（二）に基づく特典行使の手続きを定める投資奨励委員会事務局告示第ポー・6／2544号。

（一・六）仏暦二五四六年八月一日付けの、既存事業の第三六（一）（二）に基づく特典行使の手続きを定める投資奨励委員会事務局告示第ポー・8／2546号。

（一・七）仏暦二五四九年十一月一〇日付けの、輸出目的に輸入する原料と物品リスト削除手続きを改定増補する投資奨励委員会事務局告示第ポー・3／2549号。

第二項（語句定義）

本告示において、

「原料（ワトゥディップ）」とは、構成部位、機器、機具、用具、既成構造、原料と必需品の意味限定についての事務局告示に基づく意味も含める。

「生産フォーミュラ（スート・ガーンパリット）」とは、製品一単位の製造に使われる原料と数量を意味する。

「最高原料ストック量リスト（バンチー・ポリマーン・ストック・ワトゥディップ・スーンスッド）」とは、原料についての輸入関税免除を受けた原料の輸入量を意味する。

「原料リリース・オーダー（サン・プロイー・ワトゥディップ）」とは、税関手続き、税還付申請、または関税保証預託の引き上げ申請における、原料の輸入関税免除の特典行使のための関税局への通知を意味する。

「原料リスト削除（タッド・バンチー・ワトゥディップ）」とは、原料の輸入関税免除の特典を行使した原料の残量を減らすために、奨励を受けている者が製品輸出の証拠を示し、原料リストを削除することを意味する。

「保証（カムプラカン）」とは、原料の輸入関税保証とするために銀行の保証書を使用することの許可を意味する。

「残有原料（ワテウディップ・コンルア）」とは、定められた期間における輸出による、または他の場合による、リスト削除されていない輸入原料のリスト及び数量を意味する。

「アウトバウンド船積指図書（バイ・コン・シンカー・カーオーク）」とは、国内移動によるアウトバウンド船積指図書、無税区へのアウトバウンド船積指図書、権利譲渡証明書（REPORT V）も意味する。

「事務所（サムナックガーン）」とは、投資奨励委員会事務局を意味する。

「受託機関（ヌワイガーン・ダイラップ・モーブマーイ）」とは、生産フォーミュラ作成、原料リリース・オーダー、保証、並びに原料及び必需品リスト削除で投資奨励委員会事務局から委託を受けた機関を意味する。

第三項（生産フォーミュラ、原料ストック量）

生産フォーミュラと最高原料ストック量リストの作成

（一）投資奨励を受けた者は以下の書類とともに、事務局または受託機関に生産フォーミュラと原料ストック量リストの許可を求めなければならない。

（一・一）生産工程における損失量とともに、製品単位あたりの原料の項目と利用料を示した生産フォーミュラ。

（一・二）投資奨励証に示された、または顧客の注文量に基づく生産能力の6か月あたりの生産における輸出製品量の見通し。

（一・三）原料各種の項目とその最高ストック量リスト。

（一・四）各項目ごとの原料使用の説明。

（一・五）原料と生産する製品の写真、サンプルまたはその詳細を示す書類。

（一・六）受託機関が定めたその他の書類または証拠。

（二）生産する製品量に基づく原料ストック量の計算には、以下の2つの形態がある。

（二・一）回転式のストック要請の場合、奨励を受けたプロジェクトに従い、及び6か月以下の最高ストック量許可による輸出割合に従い、生産能力を超えない製品生産量から計算する。

（二・二）一時的に原料輸入の緩和措置（MAX IMPORT）を受けた場合、最高原料ストック量は事務局が定める。

第四項（コンピュータを使った手続き）

電子的に（注／オンラインによって）リリース・オーダー、保証、及び原料リスト削除を申請する投資奨励取得者には、電子商取引法を適用し、以下のように行動する。

(一) 投資奨励取得者は事務局または受託機関による電子システム上のリリース・オーダー、保証、原料リスト削除の許可申請方法の研修を受けなければならない。

(二) 研修後に許可申請提出で使用するため使用者番号を取得し、電子システム上のリリース・オーダー、保証、原料リスト削除の許可申請にあたって当該番号を使用しなければならない。

第五項（原料引渡指図）

原料リリース・オーダー。

(一) 原料リリース・オーダーを申請する投資奨励取得者は以下の原則に従う。

(一・一) 特典行使により輸入された原料でなければならず、原料の特典を受ける期間中でなければならない。

(一・二) 最高ストック量リストの許可を得た原料でなければならない。

(一・三) 累計原料輸入量は輸入許可量を超えてはならない。

(一・四) 関税還付申請のための原料リリース・オーダーは、輸入日から2年以内に還付申請しなければならない。特典期間が終了した場合は特典終了日から1年以内に還付申請しなければならない。

(一・五) 原料輸入関税支払いに代わる銀行保証の使用取り下げのための原料リリース・オーダーは、保証の許可を得た原料でなければならず、保証を受けた期間中でなければならない。

(二) 事務局または受託機関に申請書を提出する。

第六項（銀行保証の使用許可）

原料及び必需品の輸入関税支払いに代わる銀行保証の使用許可申請。

原料及び必需品の輸入関税支払いに代わる銀行保証の使用許可申請は、機械及び原料または必需品の輸入関税保証使用における原則についての事務局告示に従って手続きをとる。

第七項（原料リスト削除）

原料リスト削除。

(一) 投資奨励取得者が製品として輸出した原料のリスト削除を求める場合。

(一・一) アウトバウンド船積指図書に示された輸出日、または権利譲渡証明書（REPORT V）にある日付から1年以内にリスト削除申請を提出しなければならない。

(一・二) 特典行使において投資奨励取得者はアウトバウンド船積指図書に第三六条に基づく特典行使を示さなければならない。

(一・三) 以下の書類とともに申請する。

(a) アウトバウンド船積指図書の写し。

(b) 国内生産者から購入した原料の使用量の要約書（REPORT V）。

(c) インボイス、またはパッキングリストの写しのようなその他の書類。

(二) 投資奨励取得者が輸出のために生産していない原料のリスト削除を申請する場合、以下の書類を添付して事務局に申請する。

(二・一) 事務局の原料輸入関税支払い指示書の写し。

(二・二) 税関の税評価書式の写し。

(二・三) 税関の領収書の原本と写し。

(三) 投資奨励取得者が国内で完成品を販売したことにより原料のリスト削除を申請する場合、仏暦二五二〇年投資奨励法令の第三六条（一）に基づく輸出目的の生産ができなかった原料及び必需品の輸入関税支払い申請の原則についての事務局告示に従う。

(四) 投資奨励取得者が生産による損失部分である原料のリスト削除を申請する場合、第三六条（一）に基づく原料の損失部分及び残滓の要件と方法についての事務局告示に従う。

第八項（原料輸入期間延長）

原料輸入期間の延長申請。

(一) 第三六条に基づく特典の終了日から6か月以内に原料輸入期間の延長申請書を提出しなければならない。

(二) 事務局に申請する。事務局は原料輸入期間を一回につき2年を超えない範囲で審査する。

第九項（原料輸出申請）

原料の輸出申請。

(一) 原料の輸出申請をする投資奨励取得者は、以下に該当していなければならない。

(一・一) 原料輸入で特典期間中である。輸入期間が終了している場合は、原料輸入特典の終了日から1年以内に申請し、輸出しなければならない。

(一・二) 投資奨励を受けた輸入者が原料輸入特典を行使して輸入した原料である。

(二) 以下の書類を添付して事務局に申請書を提出する。

(二・一) 輸出申請する原料のリリース・オーダーの写し。

(二・二) インバウンド船積指図書（インバウンド船積指図書）の写し。

第一〇項（事業所からの持出申請）

投資奨励を受けた事業所から原料、製品、損失部分を持ち出し、保管する許可の申請。

(一) 原料の特典を受けている期間中の原料、製品、損失部分でなければならない。

(二) 事務局に申請書を提出する。

第一一項（原料輸入税支払い申請）

原料の輸入関税支払い申請。

(一) 投資奨励取得者が輸出生産に使用しなかった場合、事務局に申請書を提出し、輸入関税支払いを申請する原料リストを示す。このとき輸入日における状態に従って輸入関税を支払う。

(二) 投資奨励取得者が原料を製品生産に使用したが、まだ輸出していない場合、仏暦二五二〇年投資奨励法令の第三六条（一）に基づく輸出目的の生産ができなかった原料及び必需品の輸入関税支払い申請の原則についての事務局告示に従う。

(三) 投資奨励取得者が原料を製品生産に使用し、損失部分がある場合、第三六条（一）に基づく原料の損失部分及び残滓の要件と方法についての事務局告示に従う。

第一二項（特典終了後）

特典を受ける期間終了後の実施事項。

原料上の特典期間が終了後、当該終了日から1年以内に、輸入関税免除により輸入した原料は生産及び輸出しなければならず、当該終了日から2年以内に、輸出の証拠をもって原料リスト削除をなす。残有原料がある場合、投資奨励取得者は残有原料の輸入関税を輸入日の状態に従い支払わなければならない。

第一三項（特典行使申請）

特典行使を申請する際の申請書と書類。

本告示に基づく特典行使申請にあたっての申請書と構成書類には、会社の社印とともに法律に基づき権限を有する者が署名し、書類の正しさを証明しなければならない。

仏暦二五五六年六月一九日告示

●電子システムによる機械の特典行使の行動方法についての投資奨励委員会事務局告示第ポー・4/2556号

前文省略

第一項（電子商取引法）

本告示に定められていない電子システム〔注／オンライン・システム〕を通じた機械の申請受理及び特典行使に係るその他の手続きは、仏暦二五四四年電子商取引法令に従う。

第二項（既存ルールとの関係）

一連の省令、規則、告示、規約で、本告示で定められた部分、または本告示と相反矛盾する部分においては、本告示を適用する。

第三項（語義）

本告示において、

三・一、一般機械リスト（バンチー・クルアンチャック・トゥアパイ）とは、例えば奨励を受けた工程に基づく生産で使用される機械、機器、工具、計測器、検査機、及び用具など生産に必要な機械のリストを意味し、以下から成る。

三・一・一、主名称（チュー・ラック）、すなわち一般機械リスト内の機械名。

三・二・二、副名称（チュー・ローン）、すなわち税関手続きで使用する船積指図書に明らかにされた一般機械リスト内の機械名。

三・二、交換部品リスト（バンチー・アライ）とは、一般機械の損傷部分の代替で輸入する部品に加え、その併用部分、追加機器のリストも意味する。

三・三、金型リスト（バンチー・メーピム）とは、金型または金型と同じ機能を果たす機材、及び治具に加え、金型及び治具の部品のリストを意味する。

第四項（一般機械リスト認可申請）

一般機械リストの認可申請。

四・一、機械リスト（主名称）の認可。サービスを受ける者（注／申請人）は、投資奨励証に基づく製品生産で使用しなければならない一般機械リストを作成しなければならない。このとき生産方法に従うために、及び事務局から認可を得た生産力を有するために、生産で使用しなければならない数量とともに機械リストを示す。作成した機械リストの申請にあたっては、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて申請書を送る。事務局は申請書を受け取った日から60業務日以内に審査を終える。

四・二、機械リスト（主名称）の変更。サービスを受ける者が一般機械リストの変更または増補を必要とする場合、変更または増補したリストを作成し、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて申請書を送る。事務局は申請書を受け取った日から30業務日以内に審査を終える。

四・三、機械引渡し指図で使用するための機械リスト（副名称）の認可申請は、以下のように手順を踏む。

四・三・一、システムはその機械リストについて最初に認可をパスした主名称を副名称に書き写す。

四・三・二、各リストの機械の副名称提出。税関手続きに使用するための商品送り状に基づく副名称のリストを作成し、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて申請書を送る。事務局は申請書を受け取った日から3業務日以内に審査を終える。

四・三・三、副名称が第四・三・二項に基づく認可をパスしなかった場合、サービスを受ける者は認可を受けられなかった日から15日以内に、参考書類とともに事務局に再審査を求める申請書を提出することができる。提出は事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて申請書を送る。事務局は申請書を受け取った日から30業務日以内に審査を終える。

四・四、認可申請する機械リストが使用済みの中古機械である場合、サービスを受ける者は当該機械リスト認可申請書とともに、事務局が承認した機関または団体からの機械の性能証明書類を添付しなければならない。このとき認可申請しなければならない機械リストは事務局が定めたところに従う。

第五項（部品リスト認可申請）

交換部品リストの認可申請。

五・一、サービスを受ける者は、一般機械リストが認可を受けた後、交換部品リストの認可申請書を提出できる。このとき部品名のリストを作成し、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて申請書を送る。事務局は申請書を受け取った日から3業務日以内に審査を終える。

五・二、部品名が第五・一項に基づく認可をパスしなかった場合、サービスを受ける者は認可を受けられなかった日から15日以内に、参考書類とともに事務局に再審査を求める申請書を提出することができる。提出は事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて申請書を送る。事務局は申請書を受け取った日から30業務日以内に審査を終える。

第六項（金型リスト認可申請）

金型リストの認可申請。

六・一、金型リストの認可を申請する者は、プロジェクトに基づき認可を受けた工程で金型を使用しなければならず、金型及び、または金型の部品のリストを作成し、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて申請書を送る。事務局は申請書を受け取った日から3業務日以内に審査を終える。

六・二、金型または金型の部品名が第六・一項に基づく認可をパスしなかった場合、サービスを受ける者は認可を受けられなかった日から15日以内に、参考書類とともに事務局に再審査を求める申請書を提出することができる。提出は事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて申請書を送る。事務局は申請書を受け取った日から30業務日以内に審査を終える。

六・三、金型または金型の部品が使用済みのものである場合、サービスを受ける者は当該機械リスト認可申請書とともに認可申請するためにリスト名を示す。このとき認可申請しなければならない機械リストは事務局が定めたところに従う。

第七項（銀行保証の使用申請）

関税支払いに代わる銀行保証使用の認可申請。

七・一、関税支払いに代わる銀行保証の使用を申請する者は、奨励付与の決定に応じ、または奨励証を受け取っていないなければならない。このとき第二八条または第二九条に基づき機械の特典を受けていなければならない。機械輸入における特典期間が残っていないなければならない。

七・二、関税支払いに代わる銀行保証の使用で認可申請する者は、電子システムを通じて輸入関税支払いに代わる銀行保証の使用認可申請書を提出しなければならない。事務局は申請書を受け取ってから1時間以内に審査を終える。

七・三、事務局は認可した日から1年を超えない期間、輸入関税保証をなすことを認可し、不可抗力である場合を除き、投資奨励取得者は元の保証期間が満了する前に保証期間の延長を申請することにより、1回につき1年の延長を認可する。

七・四、保証期間が満了した場合、事務局は関税徴収のため関税局に文書で通知する。

第八項（機械引渡指図）

機械引渡し指図の認可申請。

八・一、通常の機械引渡し指図、または関税還付のための機械引渡し指図。

八・一・一、機械引渡し指図の認可を申請する者は以下の原則に従う。

八・一・一・一、第四項、第五項及び第六項のリスト、認可を受けたリスト内の機械でなければならない。

八・一・一・二、一般機械リストに基づく機械引渡し指図の認可申請である場合、輸入機械の合計数は輸入許可数を超えてはならない。

八・一・一・三、権利行使を申請する機械は、機械輸入関税免除の権利を受けた期間内に輸入されなければならない。

八・一・二、権利行使を望む者は、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて機械の概要を記載することにより申請書を送らなければならない。権利を行使する数量は認可を得た一般機械リスト、部品リストまたは金型リストに基づく副名称と一致していなければならない。事務局は申請書を受け取ってから1時間以内に審査を終える。

権利行使を求める機械が認可したものと一致しないとき、事務局は権利行使を認可しない。

八・一・三、サービスを受ける者は機械輸入期間の期限日から1年以内に関税還付のための機械引渡し指図の手続きを終えなければならない。

八・二、関税支払いに代わる銀行保証の使用取り下げのための機械引渡し指図。

八・二・一、機械引渡し指図認可申請書の提出で権利を有する者は、第八・一・一・一に従わなければならない。

八・二・二、機械輸入関税保証の取り下げのために引渡し指図の認可を申請する概要は、保証申請した概要でなければならない。認可した保証期間を超えない。

八・二・三、関税支払いに代わる銀行保証の使用取り下げのために機会引渡し指図の申請書を提出する者は、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて提出しなければならない。このとき認可申請する機械の概要から事務局が銀行保証の使用を認可した概要を選び、実際の輸入で使用した荷渡し指図書の詳細を当該電子システムに記載する。ここに銀行保証使用の権利行使を申請した機械の名称及び数量は認可を受けた第四項、第五項、第六項に基づく名称と一致していなければならない。事務局は申請書を受け取ってから1時間以内に審査を終える。

八・二・四、事務局が関税支払いに代わる銀行保証の使用を認可した各機械概要において、銀行保証の使用取り下げのための引渡し指図の申請は一度だけできる。銀行保証使用認可を申請した数量よりも少ない引渡し指図申請である

場合、その残りの部分については税を徴収するため事務局が関税局に文面で通知する。

第九項（修繕目的の輸出）

修繕のための機械輸出申請。

九・一、サービスを受ける者は事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて、修繕のために輸出しなければならない機械の概要を作成する。事務局は申請書を受け取った日から1業務日以内に審査を終える。

修繕のため輸出しなければならない機械がプロジェクトの主たる機械であり、生産力及びまたは生産方法に影響し、かつプロジェクトにおける機械輸入の権利がなくなっている場合、事務局は申請書を受け取った日から15業務日以内に審査を終える。

九・二、サービスを受ける者は、修繕のために機械の輸出が認可された後、事後の輸入時に参照するために再輸入の権利書を発行してもらうため関税局に通知しなければならない。

九・三、サービスを受ける者が九・二項の書類を取得した後、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて、輸出をリコンファームする。

第一〇項（修繕後の機械引渡し指図の認可申請）

修繕後の機械引渡し指図の認可申請。

一〇・一、サービスを受ける者は事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて、修繕のための輸出認可を受けた機械の概要を選び、取り戻す意図を伝える。

一〇・二、輸入申請を伝えた機械は、修繕のための輸出認可を受けた機械の名称と一致していなければならない。事務局が輸出を認可した機械と一致しない場合は権利行使を認可せず、事務局は申請書を受け取ってから1時間以内に審査を終える。

第一一項（機械の国外送還許可申請）

機械の国外への送還の許可申請。

一一・一、サービスを受ける者は事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて、第四項、第五項、第六項に基づく機械について、外国に送還しなければならない機械の概要を作成しなければならない。事務局は申請書を受け取った日から1業務日以内に審査を終える。

送還のため輸出しなければならない機械がプロジェクトの主たる機械であり、生産力及びまたは生産方法に影響し、かつプロジェクトにおいて機械輸入の権利がなくなっている場合、事務局は申請書を受け取った日から15業務日以内に審査を終える。

一一・二、サービスを受ける者が輸出した後、事務局または受託機関が用意した電子システムを通じて、輸出を届け出る。

第一二項（特例措置）

以上の原則は一般的な審査の指針として使用する。ただし相当の事由がある場合、投資奨励委員会事務局長はケースごとに緩和措置を検討する。

第一三項（事務局長の判定権限）

本告示に基づき判定できない場合、投資奨励委員会事務局長が判定する。

ここにこれより以降（施行する）

仏暦二五五六年八月二三日

（おわり）